

2018年10月
第19号

2018年10月10日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
—朝鮮学校無償化裁判を支援する会—

미래・ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

http://msk-f.net
mail : info@msk-f.net

目次:

第20回裁判について 1
結書及び報告集会

他地方の裁判状況 3

大阪控訴審判決に 3
対する声明文
朝鮮高級学校無償化を
求める連絡会・大阪

会費(カンパ)のお知らせ 4

第20回裁判について

■ 第20回口頭弁論(結書)

9月20日(木)、九州無償化裁判の第20回口頭弁論が開かれ、県内同胞、九州朝鮮中高級学校の生徒、日本市民、また釜山からの支援者などが福岡地裁小倉支部に駆けつけた。弁論が行われる203号法廷は定員50人弱ほどの小さな部屋。少ない傍聴券を求めて200人近くが列をなした。

今回は原告側が準備書面27, 28(最終準備書面)を、被告側も最後の書面を提出。法廷ではまず、無償化弁護団の服部弘昭弁護団長が準備書面の概要について意見陳述した。



服部弁護団長は、朝鮮高校が無償化法の規程13条(学校運営の適正性)に適合すると認めるに至らないと判断したのは下

村文部科学大臣であり、本来それを客観的に判断するはずだった審査会の結論を経ていないと指摘。

—審査会では、不指定の結論は出ていない。そうすると、本件不指定処分は、本件規程13条の適合・不適合に関係なく、規則八号削除によりなされたことは明らかである—(準備書面28より)

そして、規則八号は下村文科大臣の政治外交的な発言を受けたあとに削除さ

れたとしつつ、「これは無償化法が想定していない他事考慮であり、被告の裁量を逸脱・濫用したものであるのは明らかである。したがって、本件不指定処分は違法である」と強調した。

服部弁護団長は他にも、朝鮮高校を不指定処分としたことは国際人権A規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約。13条では教育の権利などについて定められている)や人種差別撤廃条約、児童権利条約といった国際人権諸条約だけでなく日本国憲法にも違反するとのべた。



また最後に、生徒たちが民族教育の権利に対する侵害や精神的苦痛を受けたことはもちろん、経済的不利益も受けていることを改めて訴えた。

—高校無償化は、公立学校の場合は文字通り無償化であるが、それ以外の学校については、「就学支援金」として学生一人あたり、9900円/月が学校に支給されるという制度である。すなわち、原告らが朝鮮学校に最大3年間進学していることに照らせば、原告らは就学支援金を最大3年間受け取ることができない立場にあったのだから、朝鮮学校以外の高校生に比べて、最大356400円(9900円×12か月×3年間)の経済的負担を負っていることになる。さらに、兄弟が



미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

いればその不利益が大きくなることは言うまでもない—(準備書面28より)

準備書面27では、「原告らの家庭では3人兄弟や4人兄弟全員が朝鮮学校に進学している場合もある。(中略)きわめて重い経済的負担を負っていることになる」と加えられている。

続いて、**金敏寛弁護士**が訴訟の経緯を振り返り、現在の自身の思いも含めて意見陳述した。

—下村文部科学大臣は、堂々と、「拉致問題」、「朝鮮総聯」、「朝鮮共和国」などの政治外交的理由に基づき、日本国民の理解が得られないから、朝鮮高校を不指定処分すると、明確に表明したのです。(中略)被告自身、規則ハ号を削除したことが、政治外交的理由であることを認識しているはず。だからこそ、被告は、本件訴訟において、下村文部科学大臣の発言を伏せるかのように、朝鮮高校だけが不指定処分となったのは、本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったという後付けの理由を繰り返して主張せざるを得ないのです—(金弁護士意見陳述書より)

反論の余地を許さないとても明白な主張だった。

金弁護士はまた、被告による朝鮮学校への差別政策が一貫していること、それがさまざまな問題に波及していることをいくつかの事例を上げながら説明。

2016年3月29日、文科大臣が補助金の支給を見直す旨の通知を朝鮮学校のある都道府県に送ったこと、神戸朝鮮高校の生徒たちからお土産が没収された事件、そして民間人による日常的な差別…。

—2009年12月4日、授業中の京都朝鮮初級学校の門前に在特会が集まり、拡声器を用いて、「朝鮮学校、こんなものは学校ではない」、「朝鮮半島帰って」、「スパイの子どもやないか」、

「朝鮮学校を日本から叩き出せ」、「北朝鮮に帰ってくださいよ」、「キムチくさい」、「約束というものは人間同士がするものなんです。人間と朝鮮人では約束は成立しません」等の言葉を1時間に渡って浴びせ続けるという事件が起きました—(金弁護士の意見陳述書より)

途中、金弁護士は在特会のメンバーらが放った暴言の部分を読みながら言葉を詰まらせ、最後は泣きながら声を絞り出すようにして陳述した。傍聴席にいた九州中高の生徒が何度も顔をめぐっているのが見えた。

最後に**金弁護士**は、「原告らには60人を超える弁護士が代理人となっていることも見過ごさないください。弁護士としてではなく、一人の日本人として、被告の差別政策の残酷さに耐えかねて、それを正すことこそ、外国人と日本人が共生できる社会へと繋がるという思いから、代理人として手を挙げてくれました」と、たくさんの人の思いが集まっていることを伝えながら、偏見にとられず公正な判決を下すよう裁判官に求めた。

判決言い渡し日は、来年3月14日(木)14時に決まった。

閉廷後、福岡地裁小倉支部の裏側にある弁護士会館で**報告集会**が行われた。報告集会にも、変わらず多くの人々が参加。傍聴できなかった人のために報告がなされたほか、弁護士、市民団体、九州中高生徒たちが発言やアピールをした。



■ 勝訴を目指して、広がる連帯

報告集会では、**服部弘昭弁護団長**があいさつしたあと、**金敏寛弁護士**が発



言した。

金弁護士は「訴状を提出したのが2013年の12月19日。14年3月20日に第1回口頭弁論が始まったので、ちょうど今日で丸4年と6か月ここで審議していたことになる。当時、高校に通っていた学生たちが無償化の適用を受けることなく卒業して、4年6か月が経ってもまだ裁判が終わっていない。弁護団としても非常に申し訳ないと思っているが、ここでようやく一審の区切りをむかえる」とこの間を振り返った。

また今回の弁論について、「今日提出した書面は2つ。準備書面27は30頁ほどの書面で、いわゆる損害論、原告たちがどれだけ嫌な思いをし、また被害を受けたのかということをもとめた。その上で、準備書面28では無償化法の仕組みを振り返り、規則ハ削除と規程13条との関係を見たとき、いかに国の不指定処分がおかしいのか、主張が破たんしているのかということをもとめた。書面は合わせて100頁弱。加えて最後に182個の証拠を提出した」と報告した。

続いて、**清田美喜弁護士**がマイクを受け取り、裁判の内容とは別に、この期間にひとつ事件があったこと、それに対して無償化弁護団が**声明**を出したことを話した。



「いま、全国的に“この弁護士を処分して下さい”という通知(懲戒請求)が大量に届く事件が起こっている。朝鮮学校への補助金支給を見直せとした3.29通知に反対する声明を出した弁護士会に届いたことが発端

2018年10月

で、他にも各地のたくさんの弁護士を名指して懲戒請求が送られてきている。ネット上には“ここ宛てにこういう内容で送れ”というようなひな型も上がっており、福岡県弁護士会は、“これは懲戒請求ではなく、懲戒請求の名を借りた嫌がらせだ”と判断している。同様のことが沖縄弁護士会でも起こり、無償化弁護団の白充弁護士が対象の一人になっている。私たちは弁護団の仲間として、そして背景には朝鮮学校に対する差別・排外意識があると重く見て、結審にあたってのメッセージと、今回の懲戒請求は差別と変わりなく、許されないことだというメッセージを込めて声明を出した」

※以下、声明の内容(一部)

「2018年7月24日、沖縄弁護士会は不当な大量懲戒請求とその背景にある人種差別的言論に対し、強く抗議する会長声明を発出した。当該会長声明は2017年11月から12月にかけて、沖縄弁護士会所属の会員2名に対して合計961通の懲戒請求が行われたこと、同会がこれらを懲戒請求として取り扱わない旨を決定したことを代表とする。なお、当該不当な懲戒請求の対象とされた弁護士のうち1名は当弁護団の一員である。沖縄弁護士会に寄せられた不当な懲戒請求は、当該弁護士の業務における取り組みや姿勢などにはなんら目を向けるものではなく、ただ在日朝鮮人であるというその属性のみに着目してこれを攻撃するものであって、懲戒請求という名前と姿を借りた差別であり、ヘイトスピーチに他ならない。」



次に、韓国・釜山から駆けつけた市民たちが登壇。2006年に発足した「海外同胞民族文化・教育ネットワーク」(同胞ネット)のメンバーを主とした方たちだ。同胞ネットは、その名の通り海外同胞との交流や連帯を目的とした市民団体で、九州の朝鮮学校とも12年間にわたって交流を続けて

きた。今年11月には、朝鮮学校との交流に特化し、より多くの釜山市民と在日朝鮮人の子どもたちをつなげるための「朝鮮学校と共に！釜山市民の会」(仮称)が正式に発足されるという。また、来年2月には、北九州国際会議場(小倉)で、朝鮮学校を支援するコンサートを予定しているとのこと。朝鮮学校を支援する日本の市民団体とも協力して準備を進めている。



その他にも福岡ふれあい納涼祭実行委員会より収益金の一部

が無償化裁判支援金として手渡され、2年前から活動が続けている「筑豊リボンプロジェクト」が企画した、映画『蒼のシンフォニー』上映会、朴英二監督を招いてのトークショー等が周知された。



九州朝鮮中高級学校の生徒たちは、支援者たちへの感謝の気持ちを込めた歌とアピールを披露。10月21日(日)に行われる学校文化祭も宣伝した。

報告集会後には、九州朝鮮中高級学校で日本の支援者(朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会)主催で、弁護団、釜山市民、学校関係者らが参加する弁護団慰労会が催され、焼肉を食べながら



ら交流を深めた。参加者たちは勝訴を目指し、さらにその先を見据えて引き続き闘いを進めていながら、互いに協力して多様な取り組みを展開していこうとの気持ちを共有していた。

(日刊イオブログから転載)

他地方の裁判状況

- 広島(控訴審)
2018年11月27日(火)に控訴審の第3回弁論となっています。
- 愛知(控訴審)
2018年12月12日(水)に控訴審の第1回弁論が、来年1月28日(月)に第2回弁論が開かれる予定です。
- 大阪(控訴審)
2018年9月27日(木)に控訴審判決が言い渡され、不当な敗訴判決となりました。 ※声明文を参照
- 東京(控訴審)
2018年6月26日(火)に控訴審が結審となり、控訴審判決は、10月30日(火)に言い渡されます。

大阪無償化裁判控訴審判決に対する声明文 朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪

大阪無償化裁判の控訴審判決が9月27日、大阪高裁で言い渡されました。司法が良心と法の支配に基づいて下した一審判決から一転、二審判決は行政訴訟において国側を勝たすために書かれた、典型的な結論ありきの判決となり、原告の請求を全面的に棄却する著しく不当な判決を下しました。

以下に朝鮮高級学校無償化を求める

連絡会・大阪の声明を掲載します。

声明

学校法人大阪朝鮮学園が国を相手取り、いわゆる「高校無償化」制度にもとづく就学支援金支給の不指定処分取消しと、同学園の指定義務づけを求めた裁判において、本日、大阪高等裁判

すべての子どもには学びへの権利があります！



所第13民事部は原判決を破棄し国側逆転勝訴の不当判決を言い渡しました。司法が安倍政権の意向を「忖度」したかのような判決内容を、私たちは決して認めることができず、怒りをもって強く抗議します。

さる2017年7月28日に大阪地方裁判所が言い渡した第一審判決は、大阪朝鮮高級学校に対する不指定処分について、当時の下村博文文部科学大臣が裁量権を逸脱、濫用したもので違法、無効であり、同校は法令に基づき適正に運営されていると認めました。しかし一方で、広島・東京・愛知の裁判では、各地裁は国側の主張を丸呑みにし、文科大臣の広範な裁量権を認める不当判決が宣告されました。



大阪地裁での全面敗訴に慌てた国は、控訴理由書で朝鮮総連の「反社会的組織」としての性格を強調し、総連の「不当な支配」を受けている疑いがある朝鮮高級学校の教育内容は、教育基本法の理念に反するとの主張を執拗に

展開しました。本来、教育の機会均等を目的とするはずの「高校無償化」制度の適用において、植民地宗主国の意識に満ちた公安警察のような観点をもって、朝鮮学校に対する差別を正当化しようとしたのです。



さる8月30日には国連人種差別撤廃委員会が2014年に続き、日本政府に対して朝鮮学校に「高校無償化」制度を適用するよう再び勧告しました。また今年に入り3回にわたって南北首脳会談が開催され、6月12日には初の朝米首脳会談が実現しました。東アジアの国際環境は平和と和解へ向かって大きく舵を切る一方で、日本政府の差別政策を批判する国際世論はますます高まっているのです。しかるに、時代の趨勢に逆行するかのような今回の控訴審判決は、安倍政権のレイシズムを体現する国側の主張を支持するものであり、断じて許すことができません。日本政府は東アジアの平和構築に貢献し、過去の植民地支配への責任を全うするために、朝鮮学校に対する「いじめ」の政策を即刻中断しなければなりません。朝鮮高級学校への「高校無償化」制度適



用はもちろんのこと、地方公共団体への補助金交付に圧力をかけた2016年3月29日の文科省通知は撤回されなければなりません。

私たち「朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪」は2012年3月の結成以来、原告の大阪朝鮮学園、生徒・保護者をはじめとする学校関係者、および原告弁護団の方々と手を携え、この困難な裁判闘争に取り組んでまいりました。そしてこの間、大阪はもとより日本全国の心ある方々から、また韓国から、朝鮮から、大きな激励をいただきました。にもかかわらず、このような残念な結果をご報告しなければならないことを、まことに無念に思います。



しかしこのような不当判決に、私たちが屈することはありません。私たちはいっそうの覚悟をもって、すべての朝鮮高級学校に対する「高校無償化」制度の適用、そして大阪府ほか地方公共団体の補助金交付再開を求め、最後まで闘い抜く決意をここに改めて表明します。とくに係争中の広島、東京、愛知、福岡をはじめ、志を同じくする日本全国や海外の仲間たちと固く手を結び、上告審に向けて朝鮮学校をいっそう力強く支援していきます。いまや瀕死の状態にある日本の民主主義と基本的人権を守り抜くためにも、朝鮮学校への差別政策に反対するすべての方々のさらなるご支援をお願いいたします。

会費(カンパ)のお知らせ

■会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。(振込先は右記参照)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な支援の為には、これからも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン

■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店(普)6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広